

秋田市告示第343号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条第1項の規定に基づき、医療給付を委託する機関を次のとおり変更したので、秋田市母子保健法施行細則（平成9年秋田市規則第32号）第4条第2項の規定により告示する。

令和7年12月22日

秋田市長 沼 谷 純

| | | | |
|----------|----------------|-----|---------------------------------|
| 医療機関の名称 | 秋田厚生医療センター | | |
| 医療機関の所在地 | 秋田市飯島西袋一丁目1番1号 | | |
| 変更事項 | 開設者氏名 | 変更前 | 秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 神谷 彰 |
| | | 変更後 | 秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 佐々木 新 |
| 変更年月日 | 令和7年10月24日 | | |